

宅地造成工事における道路の担保指針（平成 29 年 4 月 1 日 一部改正）

宅地造成工事等において、道路等に法的な担保が取れない地域に対して、市民財産の保全を図る事を目的として田辺市独自の道路等担保指針を定める。

第 1 条 都市計画区域内で平成 29 年 4 月 1 日以降に申請される宅地造成工事または道路位置指定のみによる工事において、造成主の申し出があった場合、道路位置指定を受けた上で、下記要件①②③④を満たせば道路等を公共施設として市が引取り、市道認定を行う。

第 2 条 都市計画区域外で宅地造成工事規制区域内の平成 29 年 4 月 1 日以降に申請される宅地造成工事において、造成主の申し出があった場合、下記要件①②③④を満たせば道路等を公共施設として市が引取り、市道認定を行う。

第 3 条 都市計画区域外で宅地造成工事規制区域外の平成 29 年 4 月 1 日以降に着手する 2,000 ㎡未満の宅地造成工事において、造成主の申し出があった場合、下記要件①②③④を満たせば道路等を公共施設として市が引取り、市道認定を行う。

第 4 条 市道認定は、原則として寄付が完了した日の属する年度の 3 月末に認定するものとする。

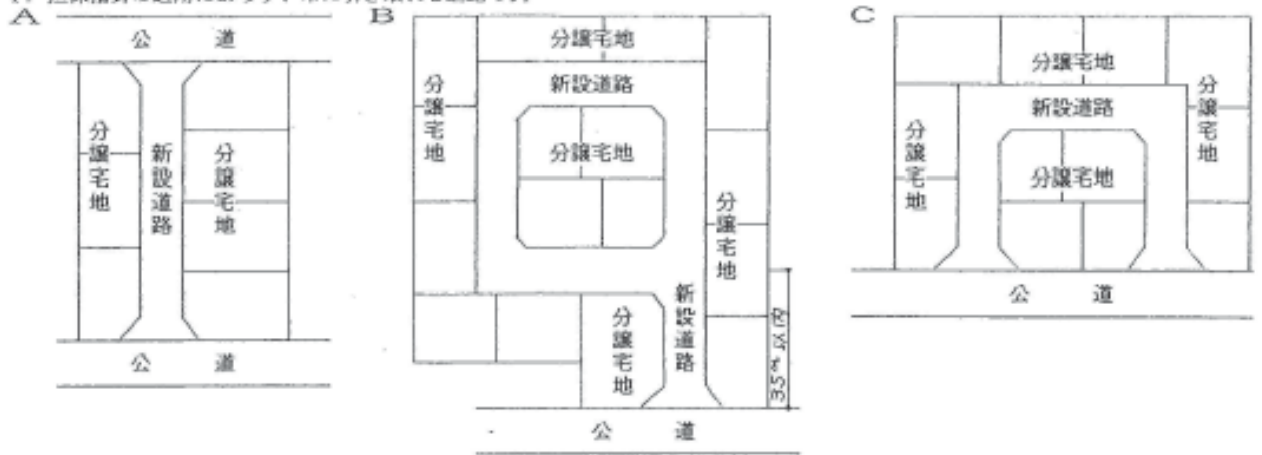
要 件

- ① 道路等の公共施設は、全て市に帰属させて市道認定等を行う。但し、その条件として道路位置指定の基準の外に袋路状道路（既存道路から 1 宅地を経るだけ、かつ延長 18m 以内で且つ幅員 4m 以上の道路を除く）は、終端に転回広場を道路位置指定の基準に則って設置する。
- ② 道路等の公共施設は、平成 19 年 4 月 1 日施行の田辺市開発事業の指導要綱技術的整備基準に基づき設置すること。
- ③ 帰属する道路は、接続する既設公道との通行上安全な線形を確保すること、また道路内排水は側溝等を用い確実に集水すること。
- ④ ①②③を担保するために、申請前に関係課と道路構造等の確認のため事前協議を行い、合意に達した内容について申請時に協定書を取り交わすこと。

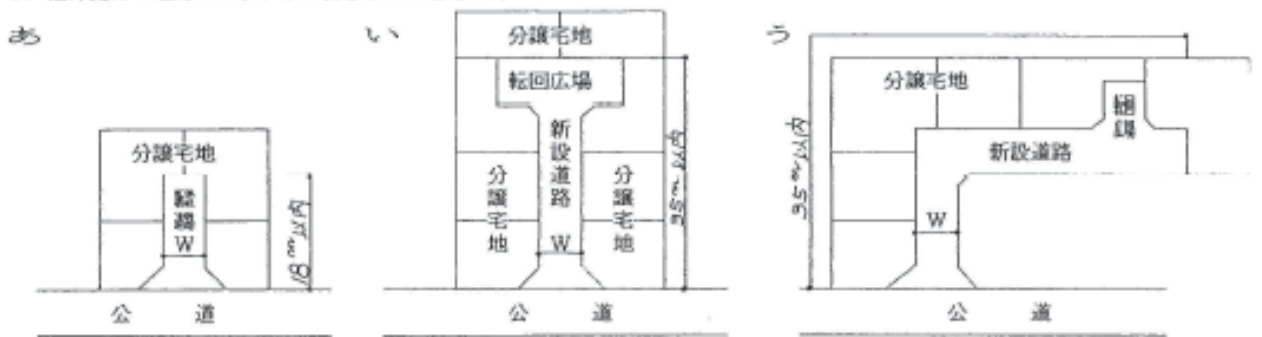
宅地造成工事における道路等の担保指針の相既(念)図

(この図における公道とは、道路法第3条第2号から第4号にいう道路、又はそれになる予定の幅員4m以上の道路をいう。)

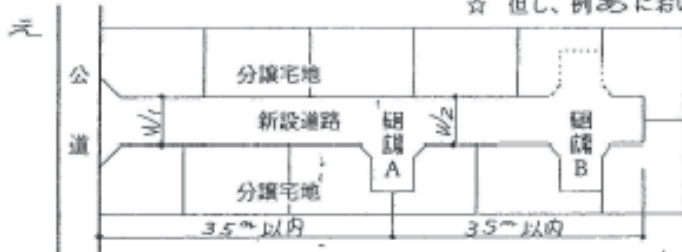
1. 担保指針の適用によらず、市に引き取れる道路の例



2. 担保指針の適用により、市に引き取れる道路の例



- ☆ W=6.0mであっても、市道に引き取る為には終端の転回広場は必要。
- ☆ 例あにおいてW=4m以上で延長1.8mまで転回広場不要。
- ☆ 但し、例あにおいて新設道路に接道する宅地が2以上の場合のみ可能な規定。(1宅地の場合は、旗竿宅地にすること)



- ☆ W1=6.0mであれば、転回広場Aは不要。
- ☆ 但し、W2=6.0mであっても終端の転回広場Bは必要。
- ☆ 終端転回広場は、カギ型でもT型でも九型でも選択は自由。

